

メリーランド州における少年事件の自動的移送制度 について(一)

| | |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-05-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 津田, 雅也 メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.14945/00025023 |

メリーランド州における少年事件の自動的移送制度について（一）

津田 雅也

はじめに

一九九〇年後半以降、アメリカの少年司法は、一九八〇年代の厳格な少年司法（get tough on crime）から転換しつつある。¹ その流れの一つが、均衡のとれた修復的正義モデル（Balanced and Restorative Justice model）を基本理念として構想される少年司法制度である。この新しい少年司法モデルは、アメリカの少年司法及び非行予防局（Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention: OJJDP）が一九九七年に発表した報告書により体系化された。² OJJDPの報告書が公開されたのと同じ一九九七年、メリーランド州は、裁判所及び司法手続法の少年法部分の目的規定を、均衡のとれた修復的正義モデルに副うように改正した。⁴ すなわち、従来の同法の目的規定には、少年の再非行防止が掲げられていたところ、この改正法によって、①公衆の安全及び地域社会の保護、②被害者と地域社会に対して少年が

責任を果たすこと、③少年が責任を負い、かつ、生産的な社会の一員となるべく自己を支えるための能力及び性格を発達させる、という三つの目的を調和させることが、少年司法システムの目的とされたのである。⁵⁾

この目的規定の改正について、メリーランド州議会の財政局 (Department of Fiscal Services) は、同法の改正時に州議会下院に提出した法案の財政分析書 (Fiscal Note) において、同州の少年司法改革特別委員会 (The Task Force on Juvenile Justice and Reform) の報告書を引用しつつ、その背景を説明している。特別委員会は、①少年司法の資源を重大化する前に非行の防止に重点的に用いること、②少年犯罪を予防・統制するために裁判所及び州少年司法部門 (Department of Juvenile Justice) と共働しつつ地域社会を積極的な当事者として関与させること、③少年司法システムの対応を重大・暴力的・常習的な少年犯罪に集中させることを少年司法改革の主要課題として掲げた上で、重大少年犯罪を減少させる具体的な施策として、修復的司法や少年の犯罪の重大性に比例する対応を取ること (報告書はこれを段階的制裁モデル (graduated sanctions model) と呼んでいる) などが有効であるとする。これを踏まえて、州議会財政局は、特別委員会が提言する上記の施策を実行に移すためには、複数年にわたり集中的な努力を行うこと、現在の資源の運用法を見直すこと、追加的な資源を投入すること、の三点が必要であることを提言している。⁶⁾ このように、均衡のとれた修復的正義モデルに基づく少年司法は、メリーランド州の少年司法の幅広い分野に大きな変革をもたらさうものであると言える。

この目的規定の改正から推測されるように、メリーランド州に限っても、均衡のとれた修復的正義モデルによって構想される少年司法の内容は多岐にわたっており、その理念がどのように具体化されているかを把握するためには、同州の少年法制を包括的に検討する必要がある。⁷⁾ 本稿では、こうした検討の端緒として、同州における少年事件の自

動的移送 (automatic waiver) に焦点を当てる。その理由は、近年のメリーランド州において少年事件の移送制度、とりわけ、いわゆる自動的移送と逆移送制度について、注目すべき動きがみられるからである。⁸⁾

メリーランド州においては、一定の重大少年事件は自動的に刑事裁判所に移送されるが、刑事裁判所が相当と判断した場合、当該事件を少年裁判所に移送することができる。こうした移送は、一般に逆移送 (reverse waiver) と呼ばれているが、メリーランド州少年司法局 (Department of Juvenile Service) の統計によれば、逆移送率は、二〇〇九年以降、かなりの増加を見せている。具体的には、二〇〇九年の少年裁判所への逆移送率は一五・一%であったが、二〇一〇年 (一五・八%)、二〇一一年 (二〇・一%)、二〇一二年 (二二・七%)、二〇一三年 (二四・〇%)、二〇一四年 (二二・八%) というように、一〇%程度の増加となっている。¹⁰⁾ このような逆移送率の増加は、同州における最近の報道においても取り上げられており、そこでは、ボルティモア市警本部長の州議会における逆移送率が急激に増加したことについての証言、成人の裁判所で起訴されるのが相当な罪を犯した少年が逆移送されるのは不適當であるとする運用についての州上院議員の批判的なコメント、犯罪の重大性に関わらず手続の始まりは少年裁判所であることが望ましいので逆移送率の増加は好ましいことであるとする公設弁護人の意見、逆移送率の増加の要因についての分析などが紹介されており、少年事件の移送制度が同州の少年司法関係者の関心を集めていることが窺える。¹¹⁾ さらに、二〇一八年のメリーランド州議会の審議において、自動的移送の範囲をこれまでより狭める改正案が審議されており、少年事件の移送制度に関する法制度の動向も注目される。¹²⁾

少年事件の移送は、成人と同様の重い刑罰を受ける可能性がある成人の刑事手続を受けるか、もしくは、教育的で比較的短期間の少年の処遇を受ける可能性がある少年手続を受けるかのいずれかを決定するという意味において、少

年事件手続の初期段階における重要な局面である¹³。均衡のとれた修復的正義モデルは、地域社会の安全と少年の改善更生のバランスを取ることを少年司法の目的として掲げているが、移送制度はまさにそのいずれを取るかが問題となるため、その検討は同モデルの試金石といえよう。とりわけ、メリーランド州における自動的移送及び逆移送の運用は、近年、先に見た逆移送の割合に変化がみられることから、そうしたバランスの取り方の具体的内容を検討するのに適した素材であると思われる。

以下では、メリーランド州法における少年事件の移送規定を概観した上で(第一章)、自動的移送及び逆移送の運用について検討し(第二章)、均衡のとれた修復的正義モデルの運用の一つの事例を分析する。

第一章 メリーランド州法における少年事件の移送規定

一 アメリカにおける少年事件移送規定の類型

アメリカにおいて、少年事件を刑事裁判所に移送する制度には、①検察官が少年裁判所と刑事裁判所のいずれかに事件を訴追するかを選択する裁量権を持つ制度(prosecutorial waiver; concurrent jurisdiction; direct file)¹⁴、②少年裁判所が第一審管轄権(original jurisdiction)を有する事件を刑事裁判所に移送するか否かを決定する裁量権を持つ制度(discretionary waiver; judicial waiver)¹⁵、③一定の犯罪について自動的に刑事裁判所が第一審管轄権を有することとなる制度(legislative waiver; automatic waiver; statutory exclusion)の三つがある。①または③の制度を採用している州においては、刑事裁判所が少年事件の管轄権を有する場合であっても、その裁量により、事件を少年裁判所に移送す

ることができる逆移送（reverse waiver; transfer back）と呼ばれる制度がある州もある。¹⁶

メリーランド州は、このうち、②の制度を原則とし、¹⁷一定の犯罪については③の制度を採用している。¹⁸さらに、③に該当する場合については、事件を少年裁判所に再び移送する逆移送の制度を採用している。¹⁹したがって、メリーランド州において、少年裁判所が少年非行事件を審理するのは、少年裁判所が第一審管轄権を有している事件であって少年裁判所が刑事裁判所に事件を移送しなかった場合（上記②の場合）、または、刑事裁判所が自動的移送事件として第一審管轄権を有している事件であって、刑事裁判所が逆移送によって少年裁判所に事件を移送した場合（上記③）かつ逆移送がなされた場合）のいずれかである、ということになる。

これを手続の流れに即してみると、第一段階として対象となる事件によって少年裁判所と刑事裁判所のいずれが第一審管轄権を持つのが少年／刑事裁判所の裁量の余地なく定まり、第二段階として少年裁判所が事件を刑事裁判所に移送するかどうか（逆に、刑事裁判所が事件を少年裁判所に移送するかどうか）を裁量によって決定する、ということになる。以下では、第一段階を二において、第二段階を三において見ていく。

二 メリーランド州における少年事件の第一審管轄権に関する規定

（一）少年裁判所が第一審管轄権を有する場合

裁判所及び司法手続法三—八A—〇三条（a）は、少年裁判所の第一審管轄権に関する規定である。同条によると、少年裁判所が管轄権を有するのは、非行（delinquent act）のある少年のほか、要観察少年（三—八A—〇一（e））や出廷通告に違反した少年などである。²⁰非行とは、「成人によって行われた場合に罪となるべき行為」のことをいい（三

―八A―〇一(1)、同法における成人年齢は十八歳であることから(三―八A―〇一(c))、罪を犯した十八歳未満の者は少年裁判所において審理を受けるのが原則である。

(二) 刑事裁判所が第一審管轄権を有する場合

裁判所及び司法手続法三―八A―〇三(d)は、自動的移送に関する規定である。同項は、少年の年齢・罪種・前歴によって、いくつかのカテゴリ分けをしている。すなわち、①終身刑に当たる罪を犯した少年が犯罪時に十四歳以上であった場合(d)(1)、②交通法規・船舶運航法等に(拘禁刑に当たる場合を除く)に違反した少年が犯罪時に十六歳以上であった場合(d)(2)、③第二級謀殺及びその未遂、故殺、強盜等の生命や個人法益に対する罪や銃器を用いた罪を犯した少年が犯罪時に十六歳以上であった場合、④過去に成人の刑事裁判所で有罪判決を受けた前歴を有する少年で再び重罪(felony)を犯した場合には、少年裁判所は第一審管轄権を有しないこととなり、成人の刑事裁判所が管轄権を有することとなる。

三 メリーランド州における少年事件の移送に関する規定

(一) 少年裁判所から刑事裁判所への移送

少年裁判所から刑事裁判所へ事件を移送する際には、少年裁判所の裁判官の裁量による(三―八A―〇六(a))。対象は、十五歳以上の少年であることが原則であり、十五歳未満の場合は無期刑に当たる罪を行った者に限られる。これらの年齢の基準を満たす少年であっても、当該少年が少年のための更生措置を受けさせるのが相当ではないこと

を、証拠の優越をもって証明されなければ、裁判所は移送を認めることができない（三—八A—〇六（d）（1））。

移送対象であることが確定すると、裁判所は移送審理を行う。移送審理は、非行事件の審理よりも先だつて行われなければならないが、当事者及び事件の被害者には審理を行う旨が告知されなければならない（三—八A—（b）、（c））。なお、非行事実の存在の証明は移送の問題とは切り離すことが可能であり、移送の審理に際しては非行事実があつたと仮定することが認められている（三—八A—〇六（d）（2））。

裁判所は、移送審理において、少年の年齢、少年の精神・身体状況、少年の処遇プログラムへの適合性、犯罪の性質と少年の関与の度合い、公共安全という五つの要素を、個別的もしくは相互に関連させて、移送の適否を判断することができる（三—八A—〇六（e））。これらの基準は、次項で見る逆移送の基準とほぼ同一である。

（二） 刑事裁判所から少年裁判所への移送（逆移送）

メリーランド州刑事訴訟法四—二〇二条は、いわゆる逆移送に関する規定であり、刑事裁判所が管轄権を有する刑事事件を、少年裁判所に移送することを認めている。移送の対象となるのは、①罪を犯したときの年齢が十四歳以上十八歳未満の者が、②裁判所及び司法手続法三—八A—〇三（d）（1）（4）（5）により自動的移送の対象となる罪を犯し、③逆移送が少年および社会の利益に資することが、証拠の優越の基準により認定される事件である（四—二〇二（b））。ただし、少年が罪を犯すとき十六歳もしくは十七歳であつて、第一級謀殺の事件の場合は、移送は認められない（四—二〇二（c））。

逆移送の決定に際して、裁判所は、少年、少年の家族、少年の環境等の事項を調査する命令を出すことができる（四

—二〇二(e)。移送手続には迅速性が要求されており、裁判所は、移送聴聞の日から十日以内に移送決定をしなればならない(四—二〇二(f))。

逆移送の基準は、当該犯罪に対する少年の関与の度合いが除かれている以外は、少年裁判所から刑事裁判所に移送する基準と同一である(四—二〇二(d))。先述のように、メリーランド州においては、近年、逆移送制度に注目が集まっていることから、この基準がどのように運用されているかを検討することが重要である。次章においては、逆移送の運用について、検討を加える。²¹

1 拙著『少年刑事事件の基礎理論』(二〇一五年)三二—六四頁。

2 OJJDP, *Balanced and Restorative Justice for Juveniles: A Framework for Juvenile Justice in the 21st Century* (1997).

3 Md. Courts and Judicial Proceedings Code.

4 1997 Md. HB 1249.

5 一九九七年改正時の条文は三—八〇二条であり、現行法では三—八A—二条(a)(1)である。

6 Department of Fiscal Services (Maryland General Assembly), *Fiscal Note on 1997 Md. HB 1249*.

7 メリーランド州においては、ティーンコートのほか、平穏命令や、事件手続の迅速化・効率化を目的として制定された Differentiated Case Management Plan などの制度が興味深い。

8 waiver は直訳すれば放棄であるが、本稿においては、移送と訳す。

9 メリーランド州における刑事裁判所から少年裁判所への移送の際に、裁判官がどのような要素を考慮しているかを詳細に分析した論

きとじつ' Ronald F. Means, et al., 'Transferring Juvenile Defendants from Adult to Juvenile Court: How Maryland Forensic Evaluators and Judges reach their Decisions, 40 J. Am. Acad. Psychiatry Law 333 (2012), Camilla L. Lyons, et al., Commentary: Nuances of Reverse-Waiver Evaluations of Adolescents in Adult Criminal Court, 40 J. Am. Acad. Psychiatry Law 341 (2012). ネルソン・パト市には、自動的移送対象事件についての包括的な分析とじつ' Jason R. Tashka & Al Passarella, Youth Charged as Adults: The Use and Outcomes of Transfer in Baltimore City, 14 U. MD. L.J. Race, Region, Gender & Class 273 (2015). メリーランド州において、成人として通常の刑事裁判所に起訴された少年に関する統計及びその分析とじつ' Meredith Farrar-Owens, Juveniles as Adults and Held in Maryland's Detention Facilities: Trend Analysis and Population Projects. Available at <http://djs.maryland.gov>.

全米レベルの分析とじつは、少年事件の厳格な移送制度に予防効果があるかを批判的に検討した論考とじつ' Richard E. Redding, Juvenile Transfer Laws: An Effective Deterrent to Delinquency? (OJJDP Juvenile Justice Bulletin, June 2010) 全米の少年事件の移送制度の歴史の変遷や各州の制度を包括的に検討した論考とじつ' Patrick Griffin, et al., Trying Juveniles as Adults: An Analysis of State Transfer Laws and Reporting (Juvenile Offenders and Victims: National Report Series, September 2011). Available at <http://www.ojp.usdoj.gov>.

¹⁰ Maryland Department of Juvenile Services, Youth Charged as Adults-Overview of available data (December, 2015). Available at <http://djs.maryland.gov>.

¹¹ <https://www.usnews.com/news/best-states/maryland/articles/2017-10-13/more-baltimore-youths-moving-from-adult-to-juvenile-courts>, <http://www.baltimorenews.com/news/opinion/editorial/bs-ed-juvenile-justice-20171030-story.html>.

¹² 2018 Md. HB 1550. この法案は、自動的移送の対象となる少年を、正犯 (principal) に限らざる改正案である。

¹³ John T. Whitehead & Steven P. Lab, Juvenile Justice (8th ed., 2015) 223; Steven M. Cox, et al., Juvenile Justice (8th ed., 2014) 155. 「移送は、少年司法手続の重大な場面である。移送手続において、少年は、処罰ではなく処遇や更生に重点を置く等の少年裁判所がもたらすパレンス・パトリエの保護を失う可能性がある。一度、事件が成人の刑事司法手続に移送されると、少年は他の成人犯罪者と接することになるし、前科が付く可能性もあり、さらには、一般的に脆弱な立場に置かれることになる。」とする。ただし、成人の裁判所への移送が常に少年裁判所の処分よりも重くなるとは限らなことは注意が必要である。See, Clemens Bartollas & Stuart J. Miller, Juvenile Justice in America (8th ed., 2017) 155.

14 競合管轄権という用語は、検察官が、刑事裁判所と少年裁判所の双方に事件を起訴できるということを表しているが、検察官が裁量
を有する立法(たとえば、Fla. Stat. § 985.15.)と手続の先後関係で決まる立法例がある。See, Steven M. Cox, et al., *Juvenile Justice* (8th
ed., 2014), 153-154.

15 Larry J. Siegel & Brandon C. Welsh, *Juvenile Delinquency* (12th ed., 2015) 545.

16 Barry Feld, *Juvenile Justice Administration in a nutshell* (3rd ed., 2014) 250-251.

17 Md. Courts and Judicial Proceedings Code § 3-8A-06.

18 Md. Courts and Judicial Proceedings Code § 3-8A-03(d).

19 Md. Criminal Procedure Code § 4-202.

20 このほか、(a)(2)の平穏命令手続きや(a)(3)の州際協定に係る手続のほか、非行に関与した成人の事件(三―八A―〇八(b)、
三―八A―三〇)や訓練施設等からの逃走事件(三―八A―〇八(d))も少年裁判所の管轄となる。

21 本稿に関連するメリーランド州法の翻訳は以下の通りである。

○メリーランド州裁判所及び司法手続法

三―八A―〇一 定義

(b) 非行事件審理 (adjudicatory hearing) ―「非行事実審理」とは、申立ての事実の有無をこの編に基づいて審理することを意味
する。ただし、少年が処遇、指導、更生を必要としているという申立ては含まない。

(c) 成人―成人とは、十八歳以上の者をいう。

(d) 少年―少年とは、十八歳未満の者をいう。

(e) 要観察少年 (child in need of supervision) ―「要観察少年」とは、指導、処遇若しくは更生の必要のある少年であつて、以下
の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 義務教育年齢であり、日常的に無断欠席をしている者

(2) 監護者に日常的に従わず、観察が不可能であり、監護者の統制に服しない者

(3) 自己または他人を傷つけ、もしくは危険にさらす者

- (4) 少年にのみ適用可能な罪を犯した者
 - (f) 出廷通告 (citation) — 「出廷通告」とは、違反行為のある少年に対する最初の答弁に携わった警察官により発付される書面であつて、出廷通告を受けた者に対する管轄権を付与するのに必要な手続である。
 - (j) 裁判所 — 「裁判所」とは、少年裁判所として審理を行うカウンティの巡回裁判所のことをいう。
 - (l) 非行 (Delinquent act) — 「非行」とは、成人によつて行われた場合に罪となるべき行為をいう。
 - (m) 非行少年 (Delinquent child) — 「非行少年」とは、非行のある少年であつて、指導、処遇、更生を要する者をいう。
- 三—八 A—〇二 この編の目的と構造
- (a) 目的 — この編の目的は、以下の通りである。
 - (1) 少年司法システムが、非行を行つた少年のために、下記の目的の調和を確保すること。
 - (i) 公衆の安全および地域社会の保護
 - (ii) 被害者と地域社会に対する少年の応答責任 (accountability)
 - (iii) 少年が責任を果たしかつ生産的な社会の一員となるように自分を支えるための能力及び性格を発達させること
 - (2) 少年に非行があることが判明した場合、少年の両親に、少年の行動について責任を負わせ、被害者と地域社会に対して応答責任を果たすこと
 - (3) 少年に非行があることが判明した場合は観察の必要 (need of supervision) があることが判明した場合、可能な場合は、裁判所の介入により要求された状況を回復する責任を果たすこと
 - (4) この編の規定の対象となる少年に対して、治療、保護、健康的な心身の発達を提供すること。また、少年の最善の利益および公衆の利益の保護と一致する処遇 (treatment)、訓練 (training)、更生 (rehabilitation) を提供すること。
 - (5) 少年の家族との絆を確保および強化すること。少年の福祉もしくは公衆安全の利益に照らして必要な場合のみ、少年と両親を分離すること。
 - (6) 必要な場合は少年をその家庭から引き離すこと。少年の両親によつてなされるべきものできうる限り近い保護、治療、しつけを行うこと。

- (7) 少年に対して州による治療と保護を提供する場合は、下記の条件を順守すること。
 - (i) 安全、人道的かつ思いやりのある環境であること
 - (ii) 必要なサービスを受けられること
 - (8) この編の規定を実行するための司法手続を提供すること。
- 三一八A—〇三 裁判所の管轄権
- (a) 非行のある少年、要観察少年、出廷通告に違反した少年・親権の終了・平穏命令 (peace order) 手続・少年に関する州際協定 (interstate compact) — 本編第八条に規定された管轄権に加えて、裁判所は、以下について第一審管轄権 (original jurisdiction) を有する。
 - (1) 非行を行ったとされる少年、要観察少年、出廷通告に違反した少年
 - (2) 本条 (d) (6) の場合を除き、被申立人が少年の場合の平穏命令
 - (3) 少年に関する州際協定により提起された手続
 - (b) 本編三一八A—三〇による手続 (略)
 - (c) 義務教育出席法の下における刑事事件 (略)
 - (d) 制限—当裁判所は、以下の場合に管轄権を有しない。
 - (1) 十四歳以上の少年が、成人が行った場合、終身刑で処罰されうる罪を犯したとき。刑事訴訟法四—二〇二条による手続移送命令がある場合を除き、同一の事件に基づく少年に対するその他の訴追についても同様とする。
 - (2) 十六歳以上の少年が、が運輸法 (transportation article)、交通法規もしくは交通条例に違反した場合。ただし、拘禁刑が規定されている行為を除く。
 - (3) 十六歳以上の少年が、船舶運航に関する法律、規則、行政規則に違反する行為を行った場合。ただし、拘禁刑が規定されている行為を除く。
 - (4) 十六歳以上の少年が、下記の罪を犯した場合。刑事訴訟法四—二〇二条による手続移送命令がある場合を除き、同一の事件に基づく少年に対するその他の訴追についても同様とする。

- (i) 略取 (abduction)
 - (ii) 誘拐 (kidnapping)
 - (iii) 第二級謀殺
 - (iv) 故殺。ただし、非故意殺を除く。
 - (v) 第二級強姦
 - (vi) 強盗 (刑法三―四〇三条)
 - (vii) 第二級性犯罪 (刑法三―三〇六条 (a) (1))
 - (viii) 第三級性犯罪 (刑法三―三〇七条 (a) (1))
 - (ix) 公衆安全法五―一三三条、五―一三四条、五―一三八条もしくは五―二〇三条違反
 - (x) 薬物取引犯罪 (刑法五―六二一条) の遂行中もしくはそれに関連した火器の使用、所持、携帯もしくは運搬
 - (xi) 火器の使用 (刑法五―六二二条)
 - (xii) カージャック、武装カージャック (刑法三―四〇五条)
 - (xiii) 第一級暴行 (刑法三―二〇二条)
 - (xiv) 第二級謀殺の未遂罪 (刑法二―二〇六条)
 - (xv) 第二級強姦の未遂罪 (刑法三―三二〇条)
 - (xvi) 強盗未遂 (刑法三―四〇三条)
 - (xvii) 刑法四―二〇三条、四―二〇四条、四―四〇四条、四―四〇五条違反
 - (5) 成人として重罪で有罪とされた前歴がある少年であつて、成人が行つた場合は重罪とされうる行為を犯したとされた少年。ただし、刑事訴訟法四―二〇二条による手続移送命令がある場合は、この限りでない。
 - (6) 本編三―八 a―〇一 (c) (1) (ii) に規定された被害者が、家族法四―一五〇一に規定された救済を受ける資格がある場合における平穩命令手続。
- (e) 交通法規、交通条例違反…少年がメリーランド州自動車法 (Maryland Vehicle Law)、交通法規、交通条例違反、州船舶法が

訴追された場合、それが同一の事件から生じた場合、刑事裁判所や複数の裁判所に係属した場合、裁判所はすべての事件の管轄を持つ。

三―八A―〇六 管轄権の放棄

(a) 要件 裁判所は、この編の三―八A―〇三条に基づく排他的管轄権を、次の者が非行を行った旨の訴えがある場合に放棄することができる。

(1) 十五歳以上の少年

(2) 成人が行った場合に無期刑に当たる罪で訴追された十五歳未満の者

(b) 審理 要件 告知 裁判所は、移送の審理が行われるまでは本条によりその管轄権を放棄することはできない。管轄権の審理は、非行事件審理 (adjudicatory hearing) に先立って行われなければならない。また、メリーランド州規則により規定されたすべての当事者への告知の後でなされなければならない。

(c) 審理 被害者への告知・被害者意見陳述書

(1) 刑事訴訟法一一―一〇四条に規定された通り、被害者には管轄放棄の審理についての告知がなされなければならない

(2) (i) 被害者は、刑事訴訟法一一―一〇四条に規定された通り、被害者意見陳述書を裁判所に提出することができる。

(ii) 本条は、刑事訴訟法一一―一〇四条に定められた告知を提出していない被害者が被害者意見陳述書を提出することを妨げるものではない。

(iii) 裁判所は、本条における管轄権放棄の可否を決定する際に、被害者意見陳述書を考慮に入れることができる。

(d) 少年更生手段に相当でない対象者

(1) 裁判所は、少年が少年更生手段の対象者として相当ではないことを証拠の優越をもって証明されなければ、その管轄権を放棄することができない。

(2) 本条により管轄権を放棄するかどうかを決定するために、裁判所は少年が申立てられている非行を行ったと仮定することができるとができる。

(e) 基準 裁判所は、決定にあたって、記録に基づき、個別的もしくは相互に関連させて次の基準を考慮することができる。

- (1) 少年の年齢
 - (2) 少年の精神・身体の状態
 - (3) 少年の施設・非行少年対処プログラム等における処遇に対する適合性
 - (4) 犯罪の性質と少年の関与の程度
 - (5) 公共の安全
- (f) 手続 本条によって管轄権が放棄される場合には、成人により行われた場合の罪に対する管轄権を持つ裁判所が行う通常の手続きによる公判が少年に対して開催されるように命じなければならない。非行を申立てる少年審判請求書は、保釈審理の間、起訴状とみなされる。
- (g) 管轄権放棄命令は中間命令 (interlocutory) である。
- (h) 本条により、裁判所が少年に関して一度管轄放棄をした後、その少年の他の非行事実が裁判所に明らかとなった場合、裁判所は、略式手続後の手続においてその管轄を放棄することができる。
- メリーランド州刑事訴訟法
- 四二〇二条 少年裁判所への刑事事件の移送
- (a) 定義 (略)
 - (b) 移送が認められる場合―本条(c)の場合を除いて、少年が関与している事件に刑事管轄権を有する裁判所は、公判前もしくはメリーランド州規則四二四二条による答弁がなされる前であれば、次の場合に、事件を少年裁判所に移送することができる。
 - (1) 罪を犯したとき少年が十四歳以上十八歳未満であること
 - (2) 裁判所及び司法手続法三一八A—〇三(d)(1)、(4)、(5)によって少年裁判所の管轄権が当該犯罪について排斥されていること
 - (3) 裁判所が、事件の移送が少年もしくは社会の利益に資することを、証拠の優越の基準により認定していること
 - (c) 移送が認められない場合―裁判所は、次の場合に、本条(b)によって少年裁判所に事件を移送することができない。
 - (1) 少年が、裁判所及び司法手続法三一八A—〇三(d)(1)もしくは(4)に基づき少年裁判所の管轄権が排斥され、か

つ、本件と関連のない事件において有罪とされていること。

(2) 本件が第一級謀殺であり、かつ、罪を犯すときに少年が十六若しくは十七歳であったこと。
(d) 移送の基準 本条 (b) による移送の判断においては、裁判所は以下の点を考慮するものとする。

(1) 少年の年齢

(2) 少年の精神的および身体的状態

(3) 当該少年が、非行少年に対して利用可能な機関、施設、プログラムにおける処遇に適合する能力を持っていること

(4) 犯罪の性質

(5) 公共の安全

(e) 少年に関する調査 本条の決定を行うに際しては、裁判所は少年、少年の家族、少年の環境及び事件の処分に関連するその他の事柄に関する調査を命ずることができる。

(f) 移送決定 裁判所は、移送の聴聞を行った日から十日以内に移送の決定をするものとする。

(g) 移送手続 少年裁判所 本条により裁判所が管轄権の移送を行った場合、裁判所は、少年裁判所の通常の手続に従って、当該少年に対して非行事件審理を行うように命じることができる。

* 本稿は、JSPS科研費26780039、16H03561、17K13629の助成を受けたものである。